

新市の組織・機構について（案）

平成17年6月10日

新市の組織・機構について（案）

1 調整方針

新市に係る調整方針については、合併協定書（平成16年11月8日締結）に基づき次のとおりとします。

- (1) 行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。
- (2) 市民が行う身近な手続等の市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。
- (3) 行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図るため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。
- (4) 組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。

また、新市の執行体制は、変化する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職員配置を可能とする担当制を導入します。

- (5) 現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。
- (6) 常に組織・機構及び運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。

2 市長の事務部局（参考1参照）

(1) 基本方針

新市の組織・機構については、住民サービスの低下を招くことのないよう調整に努めつつ、広域にわたる住民サービスの円滑化と事務の効率化を図るとともに、地域産業の振興等にも配慮した組織・機構を基本とします。

ア 新市においては、市長の事務部局として本庁とともに、合併協定書の調整方針に基づき、津市を除く合併関係市町村の各区域を所管区域とする9つの総合支所と中規模な圏域を所掌する組織として久居工事事務所を設置することとします。

イ 本庁の組織については、行政規模、新市の市役所の位置（現津市役所）等から、現在の津市の組織を基本に広域化に伴う地域間調整等に対応した編成として、13の部（室を含む。）を設置することとします。

ウ 総合支所は、合併関係市町村の現在の庁舎を活用することとし、市民

生活に密着したサービスを効率的・効果的に提供することができるよう業務量に対応した複数の課を設置するとともに、地域の課題に対応するための組織を設置することとします。また、庁舎の他の公共的利用も含めて、市民の利便性等の更なる確保に努めることとします。

エ 新市の事務全般に係る申請、届出等については、開発行為の許可及び建築確認の申請等、特定のものを除き、総合支所の窓口で取扱いが可能なこととします。

オ 道路、下水道等の工事の実施（設計・積算・監督等）については、一部の工事（２（２）ウイ）を参照）を除き、津市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町及び香良洲町の区域は、本庁の所管部が所掌することとし、久居市、一志町、白山町及び美杉村の区域は、これらの区域を一括して所管する久居工事事務所を設置し、所掌することとします。

(2) 本庁の組織と所掌事務

ア 基本的事項

(ア) 部（室を含む。）の編成

本庁の部（室を含む。）の組織の編成については、政策立案機能及び新市としての一体性の確保等に係る総合的な調整機能並びに予算編成等の管理調整機能を分担して所掌するため、市長公室、総務部及び財務部の３部の設置とします。

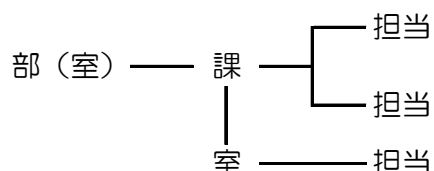
また、広範な市域における防災機能、危機管理への対応等を強化するため防災危機管理室を設置するとともに、各地域の特色ある産業の育成、地域資源を活かした観光振興、農林水産業の振興等によりきめ細やかな対応を目指すため、企業誘致部門も含めた産業労働部門について商工観光部と農林水産部の２部体制とするなど、全部で次に掲げる１３部（室を含む。）の構成とし、２９万人の県都にふさわしい高次な行政機能の確立を目指します。

市長公室、防災危機管理室、総務部、財務部、市民部、環境部、健康福祉部、商工観光部、農林水産部、競艇事業部、都市計画部、建設部、下水道部

(イ) 課（所を含む。）及び室の編成

本庁の課（所を含む。）及び室については、市民に分かりやすい組織を目指し、業務の規模、特質や内容に応じ、簡素で明確な名称を用いた課の設置を基本とする中で、特に市民とのかかわりの高い業務や重要な政策に係る業務などについては、「課」やその下部組織の「担当」などの明確な位置付けの下に積極的な対応を図ることとします。

また、課の業務のうち、特定の業務を分掌するようなもの、又は期間を限って設置されるようなものなどについては、必要に応じて「課」に相当する「室」として位置付けて対応を図ることとします。



(ウ) 担当理事、担当参事、担当副参事の配置

各部（室を含む。）に部（室）次長を置くことができることとするほか、特に専門的で困難な特定の業務等については、その責任の度合い、重要度等に応じて部長級の担当理事、次長級の担当参事、課長級の担当副参事を置くことができることとし、変化する行政需要に柔軟な対応ができることとします。

イ 部（室を含む。）を構成する課・室の名称と主な分掌事務

《市長公室》

秘書課～儀式及び秘書に関すること。

政策課～市政の総合企画・総合調整に関すること、並びにユニバーサルデザイン・バリアフリーに係る総合調整に関すること。

東京事務所～首都圏における情報の収集に関すること。

法務室～例規、訴訟等に係る指導及び助言に関すること。

行政経営課～行政組織、行政改革及び事務管理に関すること。

人事課～人事、研修、給与及び福利厚生に関すること。

検査課～工事の検査に関すること。

《防災危機管理室》

防災、災害救助、危機管理及び国民保護法に関すること。

《総務部》

総務課～議会、公文書管理及び情報公開に関すること。

地域振興室～地域審議会に係る総合調整、津地区地域審議会の庶務、過疎対策及び地域振興事業に関すること。

広報広聴課～報道機関、ホームページ、ケーブルテレビ、広報紙等の広報及び広聴に関すること。

情報企画課～情報化に係る企画・調整及び情報システムに関すること。

《財務部》

財政課～財政に関すること。

契約財産課～庁舎及び車両の管理、市有財産の管理及び登記、物品の調達及び工事等の請負契約等に関すること。

市民税課～税務事務の総括及び調整、税制並びに市民税、軽自動車税等の賦課に関すること。

資産税課～固定資産税等の賦課に関すること。

収税課～市税の徴収に関すること。

《市民部》

市民交流課～自治会との連絡調整、市民活動、消費生活、国際・国内交流、交通安全及び現在の津市の支所（新市においては出張所）の総括に関すること。

市民課～住民基本台帳、戸籍、外国人登録、印鑑の登録・証明及び市民税等の証明に関すること。

人権課～人権施策に関すること。

男女共同参画室～男女共同参画の推進に関すること。

地域調整室～地域調整に関すること。

《環境部》

環境政策課～環境施策の推進、新エネルギー対策、ごみ対策、廃棄物の処理業者、清掃事業の総合調整及びし尿処理に関すること。

新最終処分場建設推進課～新最終処分場の建設の推進に関すること。

環境保全課～自然環境の保全、生活環境の保全、公害防止及び環境調査に関すること。

環境事業課～現在の津市の区域に係るごみの収集に関すること。

《健康福祉部》

福祉管理課～福祉施策の総括及び調整に関すること。

こども家庭課～児童福祉及び母子福祉に関すること。

高齢・障がい福祉課～老人福祉及び身体・知的障がい者福祉に関すること。

援護課～生活保護法の規定に基づく措置及び援護に関すること。

介護保険課～介護保険に関すること。

保険年金課～国民健康保険及び国民年金に関すること。

医療助成室～福祉医療費の助成に関すること。

（保健センター）～保健事業の計画、実施及び保健指導に関すること（各保健センターの総括を含む。）。

《商工観光部》

商工労政課～商業及び工業の振興並びに労政等に関すること。

中心市街地活性化室～中心市街地の活性化に関すること。

企業立地課～企業の誘致に関すること。

観光振興課～観光の振興に関すること。

《農林水産部》

農林水産課～農業の振興に関すること。

農業共済室～農業の災害補償に関すること。

水産振興室～水産業の振興に関すること。

林業振興室～林業の振興及び森林の環境対策に関すること。

農業基盤整備課～農業の基盤整備に関すること。

《競艇事業部》

競艇管理課～モーターボート競走事業の総括及び調整に関すること。

競艇事業課～モーターボート競走の実施に関すること。

《都市計画部》

都市管理課～建設工事（建設部、下水道部及び農林水産部の事業を含む。）の総合調整及び交通政策並びに港湾・海上アクセスに関すること。

都市計画課～都市計画、道路計画及び住宅政策に関すること。

開発指導室～開発行為に関すること。

津駅前北部土地区画整理事務所～津駅前北部土地区画整理事業その他土地区画整理事業に関すること。

公園緑地課～公園及び緑化推進に関すること。

建築指導課～建築確認及び建築届出に関すること。

《建設部》

建設管理課～建設部事業の調整及び地籍調査に関すること。

事業調整室～国・県との事業調整に関すること。

道路建設課～道路、橋りょう等の新設改良及び用地取得に関すること。

道路維持課～道路及び水路の維持補修に関すること。

市営住宅課～市営住宅に関すること。

営繕課～建築工事に関すること。

《下水道部》

下水道管理課～下水道事業全体の調整及び公共下水道使用料に関すること。

下水道建設課～公共下水道及び都市下水路の管渠等に係る土木工事に関すること（下水道施設課の分掌事務を除く。）。

下水道施設課～終末処理場及び下水道ポンプ施設の建設（同ポンプ施設に係る土木工事を含む。）及び下水道に係る施設の維

持管理に関すること。

河川課～治水、河川、砂防及び急傾斜地に関すること。

ウ 工事事務所

(ア) 設置

都市計画部に本庁所管工事のうち久居市、一志町、白山町及び美杉村の区域で行われるものを所掌するため、久居工事事務所を設置することとします。

(イ) 建設工事の所管

限られた技術系職員を有効に活用し、工事の施工を効率的に推進するため、道路、下水道、排水路、公園等に係る維持補修工事の実施（設計・積算・監督）は、各総合支所において所掌することを基本としますが、工事の内容・規模等により当該総合支所で対応できない場合は、本庁又は久居工事事務所に施工依頼をして実施することとします。

新設改良等これ以外の建設工事の実施（設計・積算・監督）については、津市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町及び香良洲町の区域については本庁の所管部が、久居市、一志町、白山町及び美杉村の区域については、久居工事事務所において所掌することとします。

工事の種類		地域									
		津市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	久居市	一志町	白山町	美杉村
維持補修工事		各総合支所で実施									
その他の工事	土木工事	本庁で実施						久居工事事務所で実施			
	その他工事										

(ウ) 予算や総合支所との連携

上記の建設工事に係る予算については、地域の要望や地域審議会の意見を踏まえ、総合支所と本庁各部との協議により予算案を調整することとします。また、実施計画（新設改良工事の箇所付け、維持補修工事の予算の配分）については、予算成立後、総合支所と本庁各部の協議により策定することとします。

入札・契約手続きについては、本庁で一括して実施します。

また、本庁又は久居工事事務所で実施する工事のうち、地元説明の開催や用地の取得等の事務については、地域の実情に精通した各総合支所が本庁又は久居工事事務所と連携して実施することとします。

(エ) 所長の権限等

工事事務所に所長を置くこととし、上記(イ)に定める事務等について、

所長の専決権限により執行できることとします。

(3) 総合支所の組織と所掌事務（参考2、参考3参照）

ア 基本的事項

- (ア) 総合支所の名称は各支所とも「津市〇〇総合支所」として統一することとします。また、総合支所については、行政管理機能の本庁への集中によりスリム化を図る一方、市民サービスの実施に係る職員体制の確保を図ることとします。
- (イ) 支所長については、原則として部長級の職員をもって対応することとし、必要に応じて支所長を補佐する副支所長を配置できることとします。
- (ロ) 支所の組織については、久居総合支所にあつては総務課、市民課、福祉課、生活課、環境課、産業課及び建設課の7課とし、その他の総合支所にあつては、総務課、市民福祉課、生活環境課及び産業建設課の4課体制とし、課の事務を分掌させるため担当を設置することとします。
- (ハ) 地域審議会及び地域振興事業に係る企画及び調整等を行うため、総務課に地域振興室を設置するとともに、課長級の専決権限等を有する室長を配置し、円滑な事務の執行体制の確保を図ることとします。
- (ニ) 上記(ロ)及び(ハ)に定めるもののほか、各総合支所間の業務量などの格差に対しては、必要に応じて担当の増設や特定の事務を分掌する課長級の専決権限等を有する担当副参事を配置するなど、担当制の活用により対応することとします。
- (ホ) 総合支所の各課は、本庁関係部課と密接な連携のもとに業務を行うこととします。

イ 課・室の名称と主な分掌事務

所管区域において分掌する主な事務は、次のとおりとします。

なお、住民基本台帳、納税証明等の事務については、所管区域に限らず、各総合支所で取扱いができることとします。

《総務課》

- (ア) 広報・広聴及び出張所の総括に関すること。
- (イ) 防災危機管理対策に関すること。
- (ロ) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (ハ) 情報機器の管理・運用に関すること。
- (ニ) 庁舎、車両等の財産管理に関すること。

- (カ) 当該支所管内等における調整並びに収納窓口及び庶務に関すること。
- (キ) 選挙管理委員会との連絡調整等の事務に関すること。

《地域振興室》

- (ア) 地域振興事業に係る企画及び調整に関すること。
- (イ) 当該地域審議会に係る庶務に関すること。

《市民福祉課》（久居総合支所にあつては市民課で(ア)～(ウ)を、福祉課で(イ)～(キ)を分掌）

- (ア) 戸籍、住民基本台帳及び転出入・転居に関すること。
- (イ) 印鑑登録及び証明に関すること。
- (ウ) 市県民税・固定資産税等に係る証明及び納付指導に関すること。
- (エ) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (オ) 高齢者福祉及び障がい者福祉に関すること。
- (カ) 介護保険に関すること。
- (キ) 児童、母子等の福祉に関すること。

《生活環境課》（久居総合支所にあつては生活課で(ア)～(オ)を、環境課では(カ)及び(キ)のほか風力発電施設に関することを分掌）

- (ア) 自治会との連絡調整及び市民活動に関すること。
- (イ) 地域性の高いコミュニティ施設等の維持管理に関すること。
- (ウ) 人権及び地域調整に関すること。
- (エ) 交通相談及び交通災害に関すること。
- (オ) 水道に係る相談に関すること。
- (カ) ごみ収集計画及び廃棄物対策に関すること。
- (キ) 病害虫対策、家畜の伝染病予防等衛生に関すること。

《産業建設課》（久居総合支所にあつては産業課で(ア)～(イ)を、建設課で(カ)～(キ)を分掌）

- (ア) 農林水産業及び商工業の振興に関すること。
- (イ) 農業委員会との連絡調整等の事務に関すること。
- (ウ) 観光に関すること。
- (エ) 地域振興に係るイベント等の実施に関すること。
- (オ) 道路、公園、市営住宅等の維持管理に関すること。
- (カ) 下水道・農業集落排水施設の維持管理及び相談に関すること。
- (キ) 工事事務所との連携による用地取得や境界立会いに関すること。

ウ 総合支所長の専決権限等

- (ア) 地域に密着した住民生活関連、地域振興関連等の業務については、各総合支所において速やかに対応できるよう、総合支所長等において

一定の権限を付与することとします。

- (イ) 新市の予算については、事業別予算を基本とし、各総合支所において地域の課題や要望を取りまとめた上で、本庁各部が作成する予算原案に反映させるシステムとします。
- (ロ) 総合支所で管理する道路等の施設の管理に要する予算については、これまでの実績等を勘案し、各総合支所に枠配分するとともに、地域の課題に対応するための予算を総合支所長において執行できることとします。
- (ハ) 管内の道路、下水道、排水路、公園等の維持補修工事は、基本的には当該総合支所において各支所長等の判断の下に速やかに対応できることとします。(2(2)ウ(イ)を参照)

3 その他の組織（参考1参照）

(1) 水道局

水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業」という。）の事務を処理するため、水道局を設置することとします。

ア 課の設置及び主な分掌事務

水道局に次の「課」を設置することとし、その主な分掌事務は次のとおりとします。

水道総務課～水道事業の企画・調整、経営計画、予算・決算・経理、契約、財産管理並びに職員の人事、給与及び勤務条件に関すること。

営業課～水道料金の収納、使用水量の計量及び給水工事に関すること。

工務課～水道施設の整備及び拡張工事に関すること。

浄水課～浄水施設、ポンプ場及び配水場の維持管理並びに水質の管理及び水源の保護に係る監視に関すること。

イ 出先機関の設置

給配水管、浄水施設など各施設の効率的な維持管理を目的として、次の「水道事業所」等を設置することとし、その主な分掌事務は次のとおりとします。

久居水道事業所～久居市に係る水道関連施設の維持管理に関すること。

安芸水道事業所～河芸町、芸濃町、美里村及び安濃町に係る水道関連施設の維持管理に関すること。

一志水道事業所～一志町、白山町及び美杉村に係る水道関連施設の維持管理に関すること。

一志水道事業所美杉分室～一志水道事業所の所管業務のうち、美杉総

合支所の所管区域に係る水道関連施設の維持管理に関すること。

ウ 総合支所との連携

水道事業に係る市民からの相談等の窓口としては、各総合支所の生活環境課（久居総合支所においては生活課）において相談や受付等を行い、適宜、水道局の担当課又は関連の水道事業所から対応することとします。

(2) 消防本部等

消防事務及び救急業務を処理するため、消防本部及び消防署を設置することとします。

ア 消防本部

消防本部に次の「課」を設置することとし、その主な分掌事務は次のとおりとします。

消防総務課～予算、決算及び経理、財産の管理及び処分、職員の人事及び給与、消防音楽隊、消防関係団体との連絡調整等に関すること。

予防課～防火意識、火災予防対策の普及、消防関係団体の育成及び指導、火災の原因及び損害の調査並びに統計等に関すること。

消防救急課～消防計画、水火災その他の災害に係る警防計画、大規模な訓練の企画及び立案、消防水利、救急救助、指導及び訓練等に関すること。

通信指令課～火災その他の災害及び救急救助業務に係る出動指令に関すること。

イ 消防署

火災の予防、警戒、鎮圧その他災害の防除及び災害による被害の軽減並びに、管内の消防関係団体との連絡調整等に係る活動を行うため、次の消防署及び分署又は分遣所を設置することとします。

中消防署～西分署、南分署、美里分遣所、香良洲分遣所、安濃分遣所

北消防署～河芸分署、芸濃分署

久居消防署～一志分署、榊原分遣所

白山消防署～美杉分署

(3) 収入役室

収入役の権限に属する事務を処理するため、収入役室を設置し、現金、有価証券及び物品の出納及び保管、支出負担行為に関する確認及び決算の

調製に関することを所掌することとします。

なお、審査や出納等の収入役室の機能は基本的に本庁で集中して行うこととし、各総合支所では収納窓口における収納等を行うこととします。

(4) 三重短期大学

学長の権限に属する事務等処理するため、次の「事務局」等を設置することとし、その主な分掌事務は次のとおりとします。

短期大学事務局～職員の身分、服務及び福利厚生等に関すること。

学生部～学科課程及び授業その他教務に関すること。

附属図書館～附属図書館の管理・運営に関すること。

(5) 議会事務局

議会の事務を処理するため議会に議会事務局を設置することとします。また、議会事務局に次の「課」を設置することとし、その主な分掌事務は次のとおりとします。

議会総務課～議員の報酬等及び研修、予算、決算及び経理、事務局職員の人事及び給与、議場等の施設並びに議長会等に関すること。

議事課～議会の会議等及び議案、意見書及び請願等並びに議会における法務及び調査に関すること。

(6) 教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため置かれる教育委員会事務局に、次の「課」及び出先機関として津市を除く合併関係市町村の区域をそれぞれ所管区域とする9つの事務所を設置することとし、その主な分掌事務は次のとおりとします。

ア 課の設置及び主な分掌事務

教育総務課～教育委員会の会議、教育行政に係る政策、企画及び調整等に関すること。

学校教育課～教職員の人事、学務、健康教育等に関すること。

教育研究支援課～教育課程、学習指導、教員研修、生徒指導等に関すること。

人権教育課～人権教育の総合的な推進に関すること。

生涯学習スポーツ課～生涯学習に係る総合的な企画及び調整、スポーツ・レクリエーション等に関すること。

文化課～芸術及び文化の振興、文化施設並びに文化財等に関すること。
(図書館)～図書館資料の閲覧、貸出し、選択、収集、整理及び保管に関すること(各図書館の総括を含む。)

イ 事務所の設置及び主な分掌事務

津市を除く合併関係市町村に教育委員会事務局の事務を分掌する同事務局組織として事務所を設置し、当該区域に係る就学事務、生涯学習等の事務を分掌することとします。

主な分掌事務は、次のとおりとします。

- (ア) 就学事務等に関する事。
- (イ) 公民館活動等、生涯学習の推進に関する事。
- (ウ) スポーツ・レクリエーションの振興に関する事。
- (エ) 人権教育に関する事。
- (オ) 青少年の健全育成に関する事。
- (カ) 文化に関する事。
- (キ) 学校に係る小破修繕等及び社会教育施設、運動施設等の維持管理に関する事。
- (ク) スクールバスの運行等、通学に関する事。

ウ 所長の権限等

事務所に所長を置くこととし、上記イに定める事務等について、一定の範囲内で所長の専決権限により執行できることとします。

(7) 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会に関する事務を処理するため、選挙管理委員会事務局を設置することとします。

なお、選挙管理委員会との連絡調整等については、本庁総務部総務課のほか、各総合支所の総務課においても所掌することとします。

(8) 監査事務局

監査委員の事務を補助執行するため、監査事務局を設置することとします。

(9) 農業委員会事務局

農業委員会の事務を処理するため、農業委員会事務局を設置することとします。

なお、農業委員会との連絡調整等については、本庁農林水産部農林水産課のほか、各総合支所の産業建設課（久居総合支所においては産業課）においても所掌することとします。

4 その他

(1) 庁舎等の有効活用

ア 本庁の執務場所については、事務量の増加等に伴う職員数の増員配置に対応するため、一部の執務場所については現津市役所庁舎（本庁舎）外の既存施設に配置することとします。

イ 総合支所となる現在の市町村庁舎（津市役所を除く市役所及び町村役場）については、庁舎状況等を勘案して、主に工事事務所や一部の本庁組織の執務場所、公文書書庫等としての活用はもとより、文化活動、コミュニティ活動等、地域の活動の場としても有効活用を図ります。

(2) 公共施設等の管理

公共施設等の管理については、廃棄物処理施設、保育所、保健センター、小・中学校、幼稚園等、広域的・統一的な対応が必要な施設については、本庁で一元的に管理をすることとしますが、総合支所の所管区域内のコミュニティ施設、公園等については、現在所管する合併関係市町村（本庁及び各総合支所）における管理を基本に、今後調整を図っていくこととします。

(3) 新組織への移行等

ア 合併時から新組織に移行するものとしますが、合併時及びその直後の混乱を極力少なくし、事務の執行体制の円滑な移行を図るため、事前の一定期間内に準備等に係る対応を図ることとします。

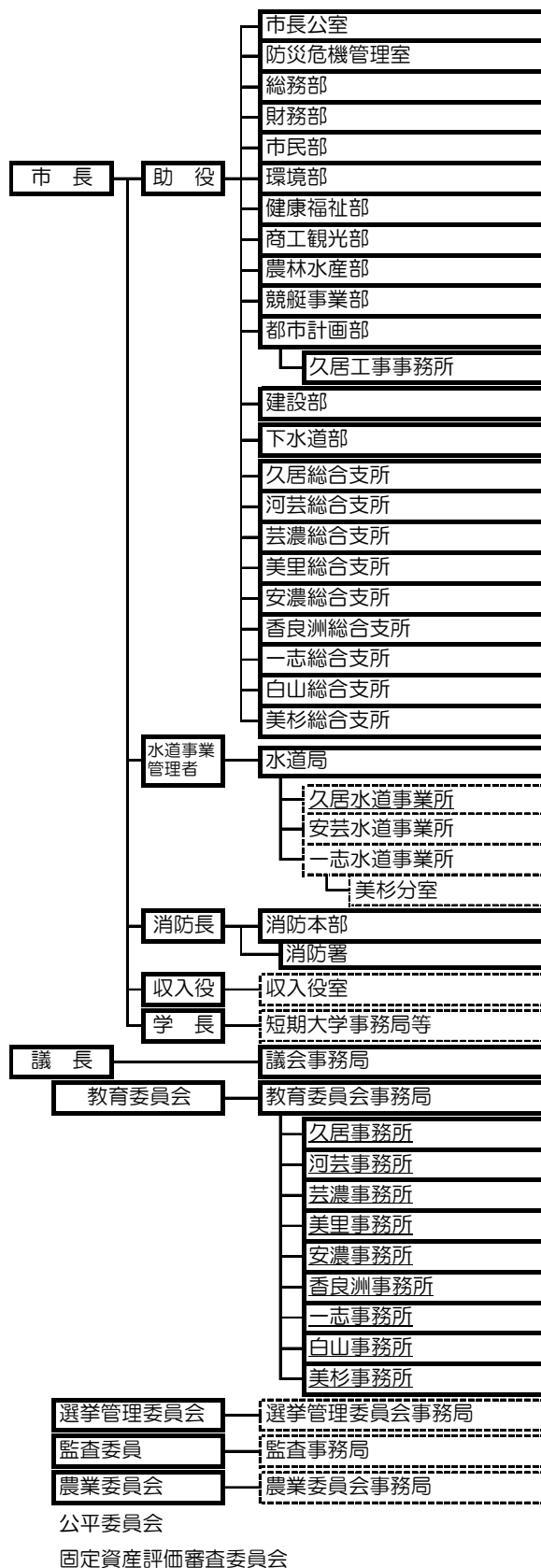
イ 新市移行後 3 年間は、移行時の組織体制を基本としながら、合併後生じた行政課題への対応を図りつつ、簡素で効率的な組織運営を目指します。

また、3 年経過後には、市町村への事務の権限移譲の動向及び新市の行財政改革大綱の内容を踏まえ、組織・機構の見直しを実施します。

(4) その他の事項

課に置かれる担当や所管施設、職員の配置規模等については、今後協議を進めながら順次整理していくこととします。

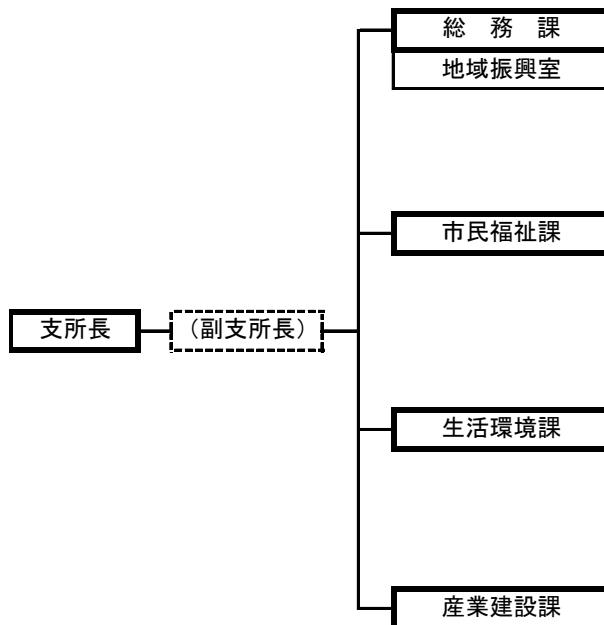
参考 1
組織体系概略図



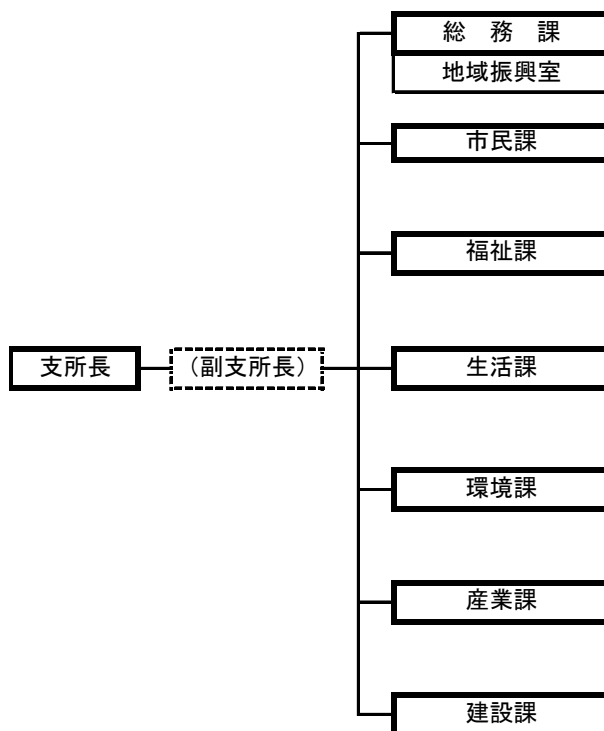
参考2

総合支所に係る組織体系概略図

【基本型】



【久居総合支所】



参考3

総合支所の組織（担当制における課長及び担当副参事）

- 1 新市の課長級職員としては、課長のほか、課長と同様に専決権限等を有する担当副参事を置くことができることとなります。
- 2 担当副参事については、課の分掌事務のうち専門的で困難な特定の事務（庶務等の事務を除く。）に関し、課長と同様に独自に専決権限や責任を持たせ、処理させるため、配置されるものです。
- 3 したがって、決裁処理については、担当副参事の独自において決裁され、また、これより上位職での処理の場合には、担当副参事の押印の後、課長の押印を経ることなく、直接、上司（支所長（副支所長が配置されている場合は副支所長を経て支所長））等へ回付され、決裁されることとなります。

